

厚生労働大臣 舛添要一 殿

「私たちの住まいを奪わないで下さい」

## 雇用促進住宅の存続を求める要望署名



ご協力ありがとうございました…

11,256筆

厚生労働省に直接届けました

2009年5月13日 厚生労働省への要望 活動報告

# 「一方的な追い出しはやめよ」という運動から 「居住権を守れ」「雇用促進住宅は存続せよ」という運動への広がり

5月13日、入居者のみなさんをはじめ多くの県民のみなさんにご協力をいただいた「雇用促進住宅の存続を求める要望署名」11,256筆をもって代表が上京、厚生労働省と雇用・能力開発機構に対して直接届けました。



この運動は、今年1月17日、湖南省岩根宿舎で結成された「居住権を守る会」（橋本典男会長）が呼びかけたもので、草津・守山・甲賀の各宿舎への全戸訪問をはじめ、全県的にも運動が広がりました。（写真は「守る会結成総会」=2009年1月17日）

特に、地元の湖南省では、地域の自治会にも協力を働きかけたり、地域のさまざまな行事にも参加して、6,000筆を超える署名が寄せられました。「居住権を守る会」の要望趣旨は、誰もが共感する内容であり、一方的な追い出しをはかる、いまの政府に対する怒りの表明でもありました。わずか2ヶ月半の間で、目標とした10,000筆の署名が集まったことは、非常に大きな意義があります。（写真は署名1万達成の集約会議=2009年5月9日）



「住まい」は、衣食住のなかでも一番大事。生活の基盤です。「雇用促進住宅の役割は終わった」のではなく、今日の経済情勢、雇用情勢のもとで、ますますその役割は重要になっています。



こうした運動を支え、行動をともにしてきたのが、日本共産党でした。湖南・甲賀・草津・守山の議員を先頭に、地域の党組織の人たちも、署名

運動に大いなる力を発揮しました。(写真は、日本共産党が呼びかけて、初めて行った雇用・能力開発機構滋賀センターとの交渉＝2008年9月5日)

昨年5月、一片の通知を受けた入居者。「出でいけといわれても出で行くところがない」「蓄えもない」、「身寄りもなく、年老いた病人がどこへ行けばいいのか」。水口宿舎では自殺未遂までおこるという深刻な事態のなかで、各地の日本共産党議員に相談が持ちかけられたのがきっかけでした。

「出でいかななくてはならない、とあきらめていたが、運動が広がる中で希望が見えてきた…」という感想が寄せられていますが、「一方的な追い出しはやめよ」と運動から、「居住権を守れ」「雇用促進住宅の存続を」という運動へ、大きく発展してきました。

全国30万人が居住する雇用促進住宅。全国各地からの運動と国会での論戦が力になって、厚生労働省も、従来の方針を変更せざるを得ない事態になっています。この間の主な動きを見てみると。

◆厚生労働大臣が「強制退去はさせない」と明言。(2008年8月9日、日本共産党国会議員団の要請で)

◆期限の一律延長は「必要ない」としつつも「個別の事情に応じ、退去することが困難であると認められた場合には、平成22年11月30日までの再契約を締結する」(日本共産党佐々木憲昭衆院議員への質問主意書に対する政府答弁)

◆「廃止決定した雇用促進住宅の活用について」厚生労働省が2008年12月26日付で発表。※雇用危機の中で解雇・雇い止めとなった人の住居の確保、※今後のあり方「中期目標」を含めて検討課題であることを明らかにする。

◆「雇用促進住宅の活用に伴う独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標の変更について」厚生労働省が2009年3月30日付で発表。

◆厚生労働省職業安定局長が2009年4月28日付で雇用能力開発機構理事に通知。依然して雇用失業情勢が厳しい、として※家賃の支払いがある場合でも、「家賃支払いの確認書」「家賃支払いの理由書」「就職活動誓約書」の提出があれば「6ヶ月」の契約延長は可能。

13日の厚生労働省への要望には、岩根宿舎・草津宿舎・水口宿舎の入居者と甲賀・湖南・草津・守山・日野の各市町議員、市民22名が参加しました。

◆岩根宿舎

- ・石田 謙一
- ・石田 好子
- ・安岡 浅子
- ・新家 トシ子
- ・杉野 悦子
- ・柴田 和夫
- ・山田 美世四
- ・奥野 実

◆草津宿舎

- ・市川 富美子
- ・荒木 博子
- ・赤 美保

◆水口宿舎

- ・下地 勝博

参加した地方議員と市民

- ・山岡 光広 甲賀市議会議員
- ・小松 正人 甲賀市議会議員
- ・坂田 政富 湖南市議会議員
- ・大久保 英雄 湖南市議会議員
- ・松井 圭子 湖南市議会議員
- ・久保 秋雄 草津市議会議員
- ・小牧 一美 守山市議会議員
- ・池元 法子 日野町議会議員
- ・今井 洸一 元湖南市議会議員
- ・加藤 勇 湖南市市民

政府への要望は、日本共産党の山下芳生参議院議員が紹介議員となり実現したもので、当日も同席していただき、運動を激励していただきました。

また、甲賀・中嶋武嗣市長、湖南・谷畑英吾市長、長浜・川島信也市長、日野・藤澤直弘町長、愛荘・村西俊雄町長から賛同署名が寄せられ、一緒に厚生労働省に届けました。これに先立ち、甲賀・湖南・守山・草津・日野の各自治体に要請行動を行いました。(写真)





厚生労働省への要望では、「守る会」の石田謙一副会長が、11,256筆の要望署名を手渡し、山岡光広甲賀市議が寄せられた市長・町長の賛同署名を手渡しました。

発言の要旨は次の通りです。（発言順）

#### ■石田謙一さん

平成20年12月23日の説明会では、平成22年12月30日をもって全員退去するように言われました。私たち入居者を人間扱いせず、倉庫のなかのものを放り出すといった感じがしました。この怒りを政府に対してぶつけるには、署名運動しかないと考え、雇用損住宅の居住権を守る会を結成し、地元はもとより湖南市の43自治会にも協力を呼びかけ、快く引き受けていただき激励もいただきました。また甲賀・草津・守山をはじめ県内の入居者にも働きかけて、11,256筆の署名が集まりました。雇用促進住宅の実態は、高齢者、年金暮らしの方、病院通いの方、障害者をかかえている方、母子家庭の方、また外国籍の方など、厳しい生活の方々ばかりであり、雇用促進住宅を必要としています。「出でいけ」といわれても、資金面や生活面で、出ていくところがないのです。雇用促進住宅の廃止計画の白紙撤回を求めます。

#### ■山田美世四さん

定期契約で入居して約3年になります。昨年、機構の人から、公共住宅の整備がすすんできたので、もう雇用促進住宅はいらない、役目を終えたと説明があり、退去せよといわれました。世界的同時不況の中で、給与はダウンし生活が困難な時に、出でいけというのはとても苦痛なことです。どのように住み家を探していいのか、どうか教えて下さい。

## ■柴田和夫さん

定期と普通の人と差別すること自体が私はおかしいと思います。みなさん住宅に入るの是一緒やと思いますし、派遣の人たちも入っています。そういう人たちも含めて、同じように生活を守ってほしい、と思います。白紙撤回をお願いします。

## ■新家トシ子さん

「もう入居はさせない」といわれましたが、その後、派遣の方、外国人の方が入居し、120戸ある岩根宿舎は、いっぱいになりました。住宅は私たちにとって必要です。私たちの住まいを奪わないで下さい。

## ■石田好子さん

去年12月に説明があり、それ以降、1月頃だったと思いますが、何人かの子どもが、私の顔を見て「おばちゃん、ここいつ出るの?」「いつまでおれるの?」と、真剣に考えて、私に相談にきました。「学校変わるのもいやや」「引っ越しもしたくない」と、とても不安がっています。もしこれが、あなた方の立場だったらどうしますか。私は、涙が出ました。どうか、子どもたちが安心して生活できるように、雇用促進住宅におらせて下さい。



## ■安岡浅子さん

私は、平成2年に主人を亡くしました。それから私の、細腕の安月給で、現在まで頑張ってきました。現在もパートに出でいますが、給料は安いです。派遣の首切りにあわれた方も6ヶ月契約で入居されています。それが終わればどこへ出ていくのか、行先はないと思います。私も同じ状況です。低所得者には、雇用促進住宅というのは、とても必要な住宅です。存続をお願いしにきました。弱いものを見捨てないで下さい。

## ■杉野悦子さん

どうして、住宅廃止の決定が出されたのは私らにはわかりません。私は、現在、ア

アルバイトで生活していますが、これから先の保障はありません。会社の方から、明日からこなくても結構ですといわれても何も言えません。若い人たちに仕事がない時代。50～60代のわれわれに仕事が見つかるはずがありません。この先、生きていのが不安で、不安でたまりません。どうか私たちの思いを理解して下さい。生きる希望を持たせてほしいのです。私たちがどんな思いで生活してるか、わかって下さい。住宅を廃止に戻すのは、「守る会」全員の願いです。

## ■奥野実さん

岩根宿舎の自治会の会長をさせていただいています。この度、解雇・雇止めになって、住む場所を奪われた方々の住宅のために、雇用促進住宅の再利用がされたことは、素晴らしいと思います。いま社会的に問題になっている解雇の面を含め、お年寄りも住人のなかにはおられます。母子家庭の方、派遣切れにあい無職の方、ほそぼそと生きておられる方、いろんな人がおられます。通知一枚で自分たちの住まいを奪われる。そんな現状です。ここを追い出されたら自分たちはどこへいけばいいのか。貯蓄もなく、住む場所もありません。子どもたちも不安になっています。社会的弱いものにある人たちが、住む場所、生きていける場所として、雇用促進住宅は必要です。存続して下さい。廃止計画は白紙撤回を求めます。



## ■下地勝広さん

水口宿舎の下地です。いいたいのは、いきなり紙切れ一枚ポストに入っていて、出でいて下さい。その時、ちょうど派遣切れにあい、仕事がなくなって不安になっていた、なかには働きたくても働けない、出ていきたいでも出でいくところがない。自分の上の階で、年老いた方でしたが、自らのちを断とうとした方もおられます。促進住宅を潰しますよ、といったのに、この派遣切りで住むところがない人たちを助けるために、たくさんの方、入っておられます。最初は、いらないとといったのに、今度は必要だからということで、再利用するということは、国の方としても、雇用促進住宅は必要だと、変わってきたと私は、そう理解しました。白紙撤回して、いま住んで

いる人たちが安心して生活できるようにお願いします。

### ■赤美保さん

私、最初、退去を知らされて、かなりショックを受けました。仕事でもそのことばかり考えて、仕事、何回も失敗しました。数年前に、お風呂、台所、ふすまなどをリニューアル直していただいて、とても喜んでいたんです。それがなぜ、退去なのか、国は何を考えているのか、と思いました。もし、立場が逆であったらどうお考えですか。いま職を失われる方が、たくさんおられます。草津宿舎にもたくさんおられます。仕事を失ったうえ、住まいも出ていかななくてはならない、と言っておられます。こうした方々の訴えも一緒に持ってきています。職の不安、住まいの不安、みなさんにもわかっていただきたいと思います。白紙撤回、どうかよろしくお願いします。

### ■荒木博子さん

どうして私が住んでいる宿舎が廃止？って思ったんです。数年前にリホームしていただいて、こんなにきれいになったのに、どうしてここがと思ったんです。どうしてここが対象になったんですか？って聞きましたら、「支出が多いから」ということでした。リホームしたばかりだからお金使うのが当たり前。でも、それは私たちから要望したわけでもないのに、そちらの方がしてくれたのに、どうして？という感じです。私には、今年90歳になる姑がいるんです。足が悪いんです。こういう、出ていかななくてはならないという時に、「自分が元気だったら、家もあちこち探しに行くんやけれど、足が悪いしどこにもいけへん。元気だったら署名活動も、平和堂の前に行って、署名たのむんやけれど…」と、自分が何もできないことを悔しがっています。うちの母もそうですが、一人暮らしの高齢の方もおられます。不安がっています。ぜひ、白紙撤回をお願いします。

### ■市川富美子さん

民生児童委員の職を受けて、4年目になります。橋岡宿舎は、平成17年に改修工事をし、とても奇麗になりました。ところが全員が出でいかななくてはならない。私たちは、とても不安な一年でした。説明会の時に、なぜ改修工事をした橋岡宿舎が廃止されなければならないのか、質問したところ、支出が多いためと回答されました。現在、約70戸のうち、高齢者世帯14戸、非正規労働者世帯16戸が住んでおられます。39年前、九州の炭鉱から来られた方は、いまさらどこへいくのか、いくところがない、といわれています。1月から入居されています非正規労働者の方は、6ヶ月の契約とされていますが、その後、どこに行かれるのでしょうか。以前から住んでおられ



る方々も契約を解除され、困って相談に来られる方がおられます。安心して生活ができる環境はとても大切です。いまの状況で、住居がなくなると困る方々が、本当にたくさんおられます。多くの方々に署名をいただきました。住民が安心して住み続けられるようにお願いします。どうか追い出さないでください。とても悲しいです。



入居者のみなさんからひとりひとり訴えがあった後、対応した厚生労働省と雇用・能力開発機構の側から、事前に要望していた個別の内容も含めて回答がありました。対応したのは、

厚生労働省職業安定局総務課 今村隆文 事務官  
雇用・能力開発機構住宅譲渡部譲渡推進第一課 伊藤浩之 課長

回答の要旨は次の通りです。

① 解雇・雇い止めとなって今回、あらたに雇用促進住宅に入居された方。

※全国で約6000人。

※入居してもうすぐ6ヶ月になるが、まだ職がみつかっていないという人が多数いる。再度、職を見つけるための基礎として住宅が必要ということで、雇用促進住宅を開放した。

※まだ、職がみつかっていない。それによって、家賃の支払いができない、という人たちがいる。そういう場合、家賃未納であって、職を探している、職を見つけようと意欲を持たれている、方々については、再度6ヶ月延長して、希望される方は、入居していただくという措置を決めた。

※該当する入居者には、契約期限の近い方々から順次説明する。

## ■参考資料

2009年4月28日付、厚生労働省職業安定局長名で、雇用能力開発機構理事宛てに出された通知文書で示されています。その内容は、「依然として雇用失業情勢が厳しい」として、退去を迫れば「安定的な就労の場を維持または確保することが非常に困難となるおそれがある」としています。再契約の条件として、「派遣切り」された労働者の緊急入居について、6ヶ月の入居後は、2年間の定期借家契約を結びことのほかに、6ヶ月の定期借家契約を設けました。その際、家賃の未払いがある場合でも、①家賃支払いの確認書、②家賃未払いの理由書、③就職活動誓約書の提出があれば、延長が可能というものです。

### ② 外国籍の入居者については、母国語での資料・お知らせを。また必要な場合は、通訳を。

※今後は、外国語に翻訳して説明資料を届けたい。

※今回、特に、非正規労働者のなかには、外国籍の方が多い。特に多い滋賀も含めて、大阪の支所に、ポルトガル語の通訳を配置した。必要に応じてポルトガル語での説明等もおこなっていききたい。

※景気悪化の中での派遣切れなどの問題は、厚生労働省としても重視して取り組んでいるので、できる限りのことはやっていきたい。

## ■重要な点

※上記の点については、厚生労働省が初めて示した対応。事前に要望していたものであり、全国の動きも反映して、具体化されたもの。

### ③ 定期・普通の入居者に対する対応について

※閣議決定に基づき、「平成20年4月から退去促進する」という決定を受けて、昨年4月、5月から、通知をしてきた。

※しかし、入居者のみなさんの運動の広がりや、国としてもすぐ廃止することができない、社会的混乱がおこる、ということで昨年9月、「平成22年11月末まで退去をのばす」こととして、準備を整えてきた。

※しかし、さらに雇用・経済情勢の悪化で、派遣切りなどの問題から、まずはそうした方々に住宅を開放する。当初は運営している住宅だけであつたが、その後、住宅廃止が決定している住宅においても、非正規の方々も入れて行こう、住宅を活用していこう、ということになった。

※今年3月には、「少なくとも3年間の延長」も決めた。

## ■参考資料

独立行政法人 雇用能力開発機構の中期目標(平成19年度～23年度)変更

遅くとも平成33年度までにすべての譲渡・廃止を完了すること。但し、雇用失業情勢にかんがみ、必要と認められる間、解雇等に伴い住居を喪失した求職者の支援策として、平成20年度までに廃止決定した全住宅の2分の1の住宅を含め、最大限活用することとし、現に入居している者への配慮をしつつ、その適切な実施に留意すること。

※「3年間」というのは、「平成21年4月から少なくとも3年間、強制的な退去はさせない」ということ。住宅を最大限活用するという観点から、行った措置。

※その後においては、経済情勢・雇用情勢など回復をみつつ、その時に、決定していくということ。「3年後にはすぐ退去の手続きをとる」ということではない。

※仮に、「平成24年4月に退去手続きしたらいつまでいられるのか」ということについては、「まだ、どういった流れで、すすめていくのかということについては決まっていない」。仮に、一例として、今回と同じ流れで退去の手続きをした場合は、「平成26年11月までは退去しなくてもいい」ということ。

※雇用情勢・経済情勢をみたうえで、今後のあり方を検討していきたい。

### ④ 規制改革推進のための3カ年計画「中期目標」の閣議決定について

※閣議決定されたことは、そのままだが、「中期目標」は見直している。

### ⑤ 住宅の改善など個別の要求については、まとめて滋賀センターに申し入れたい。

※住宅の管理は、大阪にある「協会」が行っているので、そこに申し出ていただきたい。機構から連絡しておく。

### ⑥ 管理人の配置および指導について

「運動を妨害することのないように管理人に指導していただきたい」

「入居者の立場に配慮ない管理人に対する指導をしていただきたい」

※指導していきたい。

以上、約1時間の要望・交渉の概要報告とします。

## 今後の活動の基本的な方向

- ① 厚生労働省に対して、引き続き「廃止・譲渡計画」が示されている「中期目標」の撤回を迫っていく。
- ② 定期・普通・派遣臨時入居も含めて、現在、入居している人たちの暮らしを守るため、また引き続き入居可能となるよう、各宿舎・各棟・部屋毎に、「緊急改善の要望」をまとめて、雇用促進住宅を管理している「財団法人雇用振興協会」と交渉する。そのために、全戸を対象にアンケートを実施する。6月初旬までにまとめて、6月中旬に交渉をセットする。
- ③ すべての入居者に、今回の厚生労働省への要望活動とその結果を報告する。また、自治体にも報告するための訪問活動を行う。可能ならば、外国籍の方々にもわかるように、特に、臨時入居・定期借家契約の外国籍の入居者には、母国語での資料を裏に印刷して配布する。
- ④ 引き続き、運動を広げるために、各宿舎・入居者が連帯・連携して取り組みをすすめていく。

以上。

### ■連絡先

雇用促進住宅入居者の居住権を守る会 代表 橋本典男  
電話 0748-75-7240

日本共産党湖南地区委員会  
電話 077-564-1201  
Fax 077-564-6827